

川崎市福祉のまちづくり条例に基づく工事完了届・検査要領

■ 工事完了届の提出方法

川崎市福祉のまちづくり条例第 17 条第 1 項の規定による工事完了の届出は、**工事完了後すみやかに**、次のとおり届け出てください。

□提出先 … まちづくり局建築管理課 (Tel 044-200-3088 本庁舎 18 階)

□提出物 … **①指定施設工事完了届 (第 6 号様式)**

※電子申請の場合、フォームに必要事項記入

②整備対象箇所のカラー写真 (寸法等が判断できるもの 裏面参照)

※A 4 判縦型に整理してください。

③変更後の完成図面 (軽微な変更があった場合)

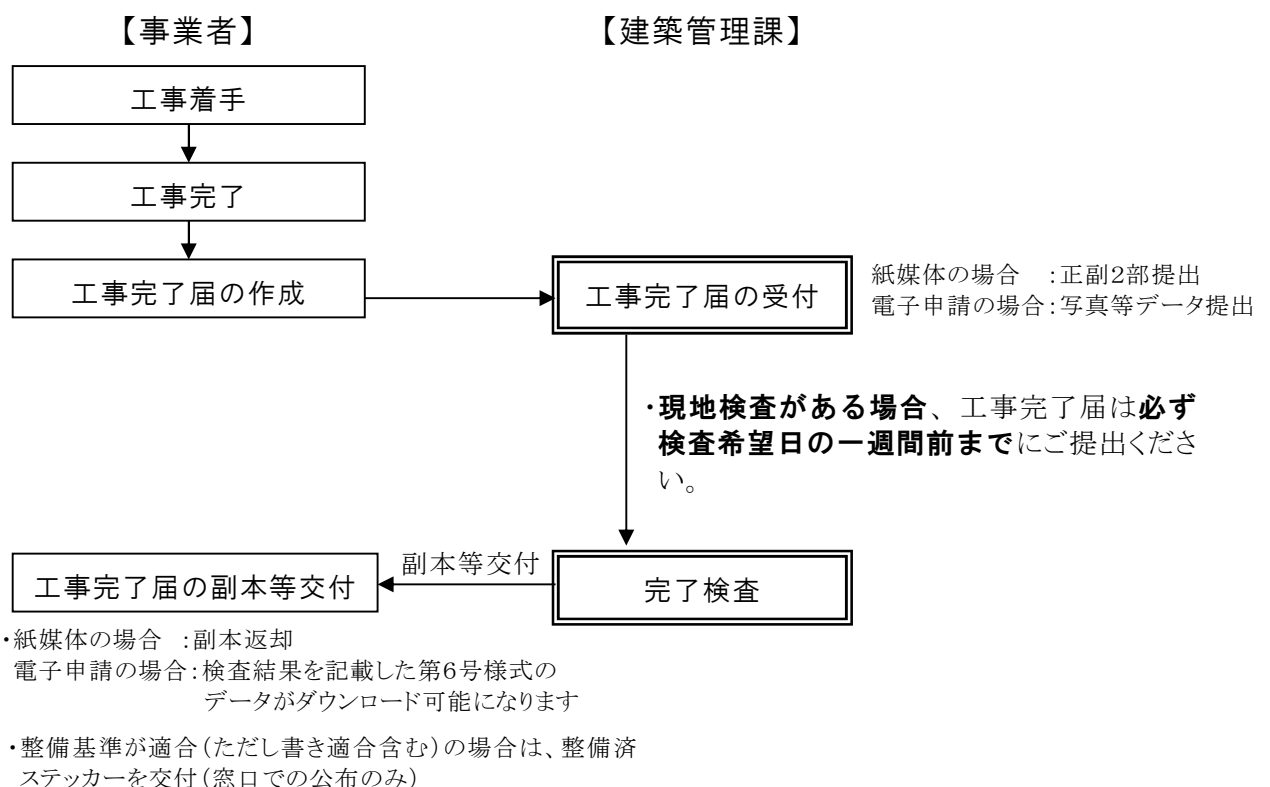
※変更事前協議に至らない軽微な変更がある場合は、その整備内容がわかる図面を提出してください。なお、変更事前協議の是非は、随時、担当職員へ確認してください。

□提出方法…**紙媒体 (窓口及び郵送)**で提出の場合 **2 部** : (正本・副本各 1 部を A 4 ファイルに綴じたもの)

電子申請の場合 : オンラインで**必要事項記入及び写真等のデータ提出**

■ 完了検査について

- ・検査の詳細については、担当職員にお問い合わせください。
- ・現地検査がある場合は、検査希望日の一週間前までに、検査日の予約及び書類の提出を行ってください。(Tel 044-200-3088)



■ 提出写真について

1 共通事項

- ・事前協議時に協議した**全ての整備対象箇所（不適合箇所も含む）**の内容が確認できる写真（2から13を参考にしてください。）を提出してください。
- ・幅員寸法を計測するには、**箱尺**または**帯尺**を使用し、**寸法が読み取れる**よう撮影してください。
- ・工事写真用台紙にカラー写真を使用し、撮影箇所の表示してください。

2 敷地内通路

- ・道路側から建築物の全景、道路を含むアプローチの全景、道路と敷地との段差の寸法
- ・有効幅員、段差の寸法、こう配、排水溝のふた、誘導ブロック
- ・傾斜路がある場合は、有効幅員、こう配、踊場の寸法、手すり、警告ブロック
- ・階段がある場合は、手すり、段鼻の色分け、警告ブロック

3 外部出入口

- ・有効幅員、段差の寸法、開口部前後の水平面の寸法、衝突防止措置、警告ブロック

4 内部出入口

- ・有効幅員、段差の寸法、開口部前後の水平面

5 廊下等

- ・有効幅員、段差の寸法、手すり、誘導ブロック
- ・傾斜路がある場合は、有効幅員、こう配、踊場の寸法、手すり、警告ブロック

6 階 段

- ・有効幅員、段の全景（踊り場も含む）、手すり（踊り場も含む）、段鼻の色分け、警告ブロック

7 エレベーター

- ・出入口の有効幅員、かご内の寸法、かご内・乗り場のインジケーター、鏡、手すり、かご内・乗り場の制御装置（正・副）、制御装置の点字、乗場ロビーの寸法、標識、警告ブロック

8 多機能トイレ

- ・内部の全景、出入口の有効幅員、内部寸法、段差の寸法、標識、大便器、小便器、大便器・小便器の手すり、洗面器、オストメイト

9 多機能トイレ以外のトイレ

- ・内部の全景、出入り口有効幅員、便房入り口の有効幅員、段差の寸法、大便器、小便器、大便器・小便器の手すり、洗面器

10 駐車場

- ・大きさ、標識、外部出入口から駐車場までに至る通路

11 浴室

- ・出入口の有効幅員、段差の寸法、手すり、床面から浴槽の上端までの高さの寸法

12 案内標識

- ・案内標識又は、案内所、警告ブロック

13 その他の整備対象箇所

- ・整備対象箇所の内容が確認できるもの